

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年2月19日認可した。

令和3年3月2日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区分名	土地改良事業名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）姫地地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）前田地区
柞田川沿岸土地改良区連合	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柞田幹線地区